

平成 27 年 1 月 13 日

## 「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」の一部改定等について

消費者庁が平成 25 年 12 月 24 日に公表した「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(以下「本留意事項」といいます。)については、監視指導等の実情を踏まえ、定期的に内容を更新することとされているところ、今般、当庁は、本留意事項の一部を改定しましたので、公表します。

また、本留意事項を公表した際の別紙 2 「『いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について (案)』に対する意見募集における御意見の概要及び御意見に対する考え方」で示した考え方について、一部記載を追加しました。

### 1 主な改定の内容

#### (1) 事例の追加

以下の事例を追加しました。

- ① 平成 25 年 12 月から平成 26 年 12 月までの間に景品表示法に基づく措置命令を行った事例
- ② 平成 25 年度に景品表示法及び健康増進法に基づく指導を行った事例

#### (2) 平成 26 年 12 月 1 日の改正景品表示法施行に伴う改定

### 2 改定の箇所

別紙の新旧対照表のとおり。

#### 【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 (担当者: 田中、星)  
電 話: 03-3507-8800 (代表)  
(内線 2383)